

第57回 定時株主総会 招集ご通知

日 時

2019年6月25日（火曜日）午前10時
（受付開始 午前9時15分）

場 所

東京都千代田区三番町26番地
当社 本社
末尾の会場ご案内図をご参照ください。
【お土産のご用意はございません】

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役に対する
譲渡制限付株式に係る
報酬決定の件

目 次

第57回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	4
（提供書面）	
事業報告	16
連結計算書類	31
計算書類	34
監査報告	37

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。



<https://p.sokai.jp/9742/>

証券コード 9742
2019年6月3日

株主の皆様へ

東京都千代田区三番町26番地
株式会社アイネス
代表取締役社長 森 悦 郎

第57回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第57回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネットまたは書面の郵送により、議決権をご行使することができます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、お早めに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|---------|--|
| 1. 日 時 | 2019年6月25日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都千代田区三番町26番地
当社 本社 |
| 3. 目的事項 | |
| 報告事項 | (1) 第57期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査
役会の連結計算書類監査結果の報告の件
(2) 第57期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）
計算書類の報告の件 |

決議事項

- | | |
|-------|-------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役6名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役に対する譲渡制限付株式に係る報酬決定の件 |

4. 議決権行使の方法

以下のいずれかの方法により、議決権をご行使ください。

当日ご出席による議決権行使

株主総会日時 2019年6月25日（火曜日）午前10時
（受付開始 午前9時15分）

同封の議決権行使書を会場受付にご提出ください。

代理人がご出席される場合は、当社定款第20条の定めにより、議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。その際は、議決権行使書のほか委任状等の代理権を証明する書面のご提出を必要といたします。

なお、当日ご出席の場合は、後述のインターネットまたは書面の郵送によるお手続きは不要です。

インターネットによる議決権行使

行使期限 2019年6月24日（月曜日）午後5時20分まで

インターネット環境（パソコン、スマートフォンまたは携帯電話）から、議決権行使サイトにアクセスしていただき、同封の議決権行使書に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用の上、画面の案内に従って、賛否をご入力ください。

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

※毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。

※インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（通話料無料）受付時間 午前9時～午後9時

書面の郵送による議決権行使

行使期限 2019年6月24日（月曜日）午後5時20分到着分まで

同封の議決権行使書に議案の賛否をご表示いただきご送付ください。

なお、ご送付いただいた議決権行使書に議案の賛否をご表示いただいていない場合は、賛成の意思表示があったものとしたします。

5. 議決権行使に関する事項

(1) 重複して行使された議決権の取扱い

- ①インターネットと書面の郵送とにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットにより行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ②インターネットにより、複数回の議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。

(2) 議決権の不統一行使に際しての事前のご通知方法

株主様がその有する議決権を統一せずにご行使される場合、株主総会開催日の3日前までに、その有する議決権を統一せずに行使する旨およびその理由を、当社に対して書面によりご通知ください。

6. インターネットによる開示

(1) 次の事項につきましては、法令および当社定款第17条の定めに基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

[事業報告] 業務の適正を確保するための体制および運用状況
[連結計算書類] 連結注記表
[計算書類] 個別注記表

(2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に記載した事項を修正する必要がある場合には、修正内容を当社ウェブサイトに掲載して周知させていただきます。

当社ウェブサイト <https://www.ines.co.jp/>

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の最重要施策の一つとして位置付け、安定した配当を継続的に実施することを基本方針とし、業績および経営環境等を総合的に勘案し、配当を行っております。

上記の基本方針を踏まえ、当期の期末配当につきましても、株主の皆様への利益還元をより充実させていただくため、次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金15円 総額 356,487,600円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年6月26日

なお、2018年12月5日に、中間配当として1株につき金10円をお支払いいたしておりますので、当期の配当は、年額で金25円と前期比5円の増配となります。

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役の候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	地 位	お よ び	担 当
1	もり えつろう 森 悦郎	代表取締役社長	再任	
2	つかはら すずむ 塚原 進	取締役常務執行役員 財務本部長（兼）経営企画本部長	再任	
3	よしむら こういち 吉村 晃一	取締役常務執行役員 公共ソリューション本部長	再任	
4	いそべ えつお 磯部 悦男	執行役員 金融ソリューション本部長	新任	
5	おおもり きょうた 大森 京太	社外取締役	再任	社外 独立役員
6	ふくはら ただひこ 福原 紀彦	社外取締役	再任	社外 独立役員

<p>候補者番号 1</p> <p>再任</p> <p>もり えつ ろう 森悦郎 (1952年11月24日生)</p> <p>所有する当社株式数 30,800株</p> <p>取締役在任期間 (本総会終結時) 5年</p> <p>取締役会出席状況 12回/12回 (100%)</p>	<p>略歴、当社における地位および担当</p> <p>1975年4月 株式会社日立製作所入社</p> <p>2006年4月 日立ソフトウェアエンジニアリング株式会社(現株式会社日立ソリューションズ) プロジェクトマネジメント統括本部長</p> <p>2007年4月 同社執行役</p> <p>2011年4月 同社常務執行役員</p> <p>2012年4月 株式会社日立東日本ソリューションズ(現株式会社日立ソリューションズ東日本) 代表取締役社長</p> <p>2014年4月 当社副社長</p> <p>2014年6月 当社代表取締役社長(現任)</p> <p>2017年1月 株式会社アイネス総合研究所代表取締役社長(現任)</p> <p>重要な兼職の状況</p> <p>株式会社アイネス総合研究所代表取締役社長</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>候補者は、長年にわたり企業経営に携わり、当社においても、2014年度から代表取締役社長として当社および当社グループの経営および事業を牽引し、安定した経営と実績をあげてまいりました。今後の経営においても、その豊富な経験と高い見識をもって、2021中期経営計画を牽引・主導し、業績ひいては企業価値の向上を果たされるものと期待できることから、引き続き取締役としてご選任をお願いするものであります。</p>
---	---

候補者番号 2	略歴、当社における地位および担当
再任	1985年4月 株式会社三菱銀行（現 株式会社三菱UFJ銀行） 入行
つかはら すすむ 塚原 進 (1961年4月8日生)	2005年6月 同行総合企画室次長
所有する当社株式数 11,000株	2008年5月 同行企画部主計室室長
取締役在任期間 (本総会終結時) 4年	2013年4月 同行企画部主計室室長（兼）企画部IFRS準備室 室長
取締役会出席状況 12回/12回（100%）	2014年11月 当社執行役員財務本部長
	2015年6月 当社取締役常務執行役員財務本部長
	2019年4月 当社取締役常務執行役員財務本部長（兼）経営企画 本部長（現任）
	2019年4月 株式会社アイネス総合サービス代表取締役社長（現任）
	重要な兼職の状況
	株式会社アイネス総合サービス代表取締役社長
	取締役候補者とした理由
	候補者は、長年にわたり金融関係の業務および企業経営に携わり、当社においても、2015年度から取締役常務執行役員として、財務戦略・資本戦略を軸に、持続的な安定収益体制の構築に取り組むなど、当社および当社グループの経営に貢献してまいりました。今後の経営においても、その豊富な経験と高い見識をもって、2021中期経営計画を推進し、業績ひいては企業価値の向上を果たされるものと期待できることから、引き続き取締役としてご選任をお願いするものであります。

<p>候補者番号 3</p> <p>再任</p> <p>よしむら こういち 吉村 晃一 (1965年10月25日生)</p> <p>所有する当社株式数 7,200株</p> <p>取締役在任期間 (本総会終結時) 5年</p> <p>取締役会出席状況 12回/12回 (100%)</p>	<p>略歴、当社における地位および担当</p> <p>1988年4月 当社入社</p> <p>2010年8月 当社金融システム事業部生保システム本部長</p> <p>2013年4月 当社執行役員金融システム事業部長</p> <p>2014年6月 当社取締役執行役員金融システム事業部長</p> <p>2016年4月 当社取締役執行役員ITソリューション本部長</p> <p>2018年4月 当社取締役執行役員公共ソリューション本部長</p> <p>2019年4月 当社取締役常務執行役員公共ソリューション本部長 (現任)</p> <p>重要な兼職の状況</p> <p>なし</p> <p>取締役候補者とした理由</p> <p>候補者は、当社の産業・金融・公共の各事業の責任者を歴任し、当社の事業全般に精通しており、2018年度からは、主に公共分野における事業の牽引および推進に多大な貢献をしております。今後の当社および当社グループの経営においても、その豊富な業務経験と広範な見識をもって、2021中期経営計画を推進し、業績ひいては企業価値の向上を果たされるものと期待できることから、引き続き取締役としてご選任をお願いするものであります。</p>
--	--

候補者番号 4

新任

いそべえつお
磯部悦男

(1957年1月7日生)

所有する当社株式数
300株

略歴、当社における地位および担当

1981年4月 株式会社三菱総合研究所入社
1991年10月 同社情報政策室長
1996年10月 同社システム政策部研究部長
1998年10月 同社情報通信政策部長
2001年10月 同社E-ガバメント研究センター長
2005年10月 同社公共ソリューション事業本部長
2006年10月 同社ソリューション統括本部長
2006年12月 同社執行役員
2008年2月 同社執行役員ソリューション部門長
2008年10月 同社常務執行役員ソリューション部門長
2014年12月 三菱総研DCS株式会社代表取締役専務
2018年10月 当社執行役員技術本部長
2019年4月 当社執行役員金融ソリューション本部長（現任）

重要な兼職の状況

なし

取締役候補者とした理由

候補者は、長年にわたりシンクタンク・コンサルティング企業の業務執行および企業経営に携わり、その経歴を通じて培った豊富な経験および高い見識をもって、2021中期経営計画を推進し、当社および当社グループの経営において業績ひいては企業価値の向上を果たされるものと期待できることから、新たに取締役としてご選任をお願いするものであります。

候補者番号 5

再任 社外

独立役員

おおもりきょうた
大森京太
(1948年3月14日生)

所有する当社株式数
0株

社外取締役在任期間
(本總會終結時)
1年

取締役会出席状況
10回/10回 (100%)

略歴、当社における地位および担当

1972年4月 株式会社三菱銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行)
入行
2003年5月 株式会社東京三菱銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行)
常務取締役
2004年5月 同行常務執行役員米州本部長 (在ニューヨーク)
2007年10月 株式会社三菱東京UFJ銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行)
専務執行役員
2008年6月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役
役副社長
2010年12月 株式会社三菱総合研究所代表取締役社長
2011年7月 三菱総研DCS株式会社取締役会長
2015年6月 NCS&A株式会社社外取締役 (現任)
2016年12月 株式会社三菱総合研究所代表取締役会長
2017年12月 同社取締役会長 (現任)
2017年12月 三菱総研DCS株式会社取締役
2018年6月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社三菱総合研究所取締役会長
NCS&A株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由

候補者は、金融業およびITサービス業において、長年にわたり企業経営に携わり、当社においては、2018年度から社外取締役として、これまでの経歴を通じて培った経営の専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき、当社および当社グループの経営の適切な監督を行っていただいております。今後も当社および当社グループの経営に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役としてご選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

候補者が取締役として在任する株式会社三菱総合研究所と当社との2018年度の取引規模は、売上高は当社連結売上高の0.2%未満、仕入高は当社連結売上原価の0.1%未満です。また、2018年12月まで取締役として在任していた三菱総研DCS株式会社と当社との2018年度の取引規模は、売上高は当社連結売上高の0.1%未満、仕入高は当社連結売上原価の0.2%未満であり、同氏の独立性は十分に確保されるものと判断しております。

候補者番号 6

再任 社外

独立役員

ふくはらただひこ
福原紀彦
(1954年2月22日生)

所有する当社株式数
0株

社外取締役在任期間
(本総会終結時)
1年

取締役会出席状況
8回/10回 (80%)

略歴、当社における地位および担当

1995年4月 中央大学法学部教授
2004年4月 同大学法科大学院教授 (現任)
弁護士登録 (東京弁護士会所属) (現在)
2007年11月 中央大学大学院法務研究科 (法科大学院) 長
2009年7月 社団法人投資信託協会 (現 一般社団法人投資信託協会) 理事 (現任)
2010年8月 社団法人資金決済業協会 (現 一般社団法人日本資金決済業協会) 理事・会長 (現任)
2011年11月 中央大学学長、学校法人中央大学理事・総長
2017年6月 共栄火災海上保険株式会社社外取締役 (現任)
2018年5月 中央大学学長 (現任)、学校法人中央大学理事 (現任)
2018年6月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

中央大学学長・教授
一般社団法人日本資金決済業協会理事・会長
共栄火災海上保険株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由

候補者は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、法科大学院教授として法令全般に精通しているとともに、大学学長等として、大学等の経営に携わった豊富な経験を有しております。当社においては、2018年度から社外取締役として、これまでの経歴を通じて培われた専門的知見および高い見識に基づき、当社および当社グループの経営の適切な監督を行っていただいております。今後も当社および当社グループの経営に貢献いただけると判断し、引き続き社外取締役としてご選任をお願いするものであります。

独立性に関する事項

候補者の各兼職先と当社との間には、取引および寄付の関係はなく、独立性は十分に確保されるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の大森 京太および福原 紀彦の両氏は、社外取締役候補者であります。当社は、両氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の選任をご承認いただいた場合、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 取締役候補者の大森 京太および福原 紀彦の両氏と当社とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。両氏の選任をご承認いただいた場合、同契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役3名のうち、打込 愛一郎氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役の候補者は、次のとおりであり、社外監査役候補者であります。

<p>再任 <input type="checkbox"/> 社外 <input type="checkbox"/></p> <p>独立役員 <input type="checkbox"/></p> <p>うちこみあい ちろう 打込 愛一郎 (1952年4月14日生)</p> <p>所有する当社株式数 10,000株</p> <p>社外監査役在任期間 (本総会終結時) 4年</p> <p>取締役会出席状況 12回/12回 (100%)</p> <p>監査役会出席状況 12回/12回 (100%)</p>	<p>略 歴</p> <p>1976年4月 株式会社三菱銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行</p> <p>2002年4月 同行IT事業部長</p> <p>2006年2月 リコーリース株式会社専務執行役員</p> <p>2006年6月 同社取締役専務執行役員</p> <p>2014年4月 同社取締役副社長執行役員</p> <p>2014年6月 アウロラ債権回収株式会社取締役</p> <p>2015年6月 当社常勤監査役 (現任)</p> <p>2016年7月 株式会社C a s a 社外取締役 (現任)</p> <p>重要な兼職の状況</p> <p>株式会社C a s a 社外取締役</p> <p>社外監査役候補者とした理由</p> <p>候補者は、金融機関で培った財務および会計に関する幅広い知見、また企業経営者としての経歴を通じて培った豊富な経験と見識を有しており、当社においては、2015年度から社外監査役として、取締役の職務の執行に関する適切な監督を行っていただいております。今後も社外監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断し、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。</p> <p>独立性に関する事項</p> <p>候補者が在籍していたアウロラ債権回収株式会社および候補者の兼職先である株式会社C a s a と当社との間には、いずれも取引関係はなく、独立性は十分に確保されるものと判断しております。</p>
---	--

- (注) 1. 監査役候補者の打込 愛一郎氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、同氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の選任をご承認いただいた場合、引き続き独立役員とする予定であります。
3. 同氏と当社とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。同氏の選任をご承認いただいた場合、同契約を継続する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであり、補欠の社外監査役候補者であります。

<p>社外 独立役員</p> <p>は が りょう 芳賀 良 (1966年2月9日生)</p> <p>所有する当社株式数 0株</p>	<p>略 歴</p> <p>1996年8月 山口大学経済学部助教授 2003年4月 岡山大学法学部教授 2004年4月 同大学大学院法務研究科教授 2007年4月 同大学大学院社会文化科学研究科教授 2010年4月 横浜国立大学大学院国際社会科学研究所(現 国際社会科学研究院)教授(現任) 2010年6月 弁護士登録(第一東京弁護士会所属)(現在) 2015年4月 横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻専攻長(現任)</p> <p>重要な兼職の状況</p> <p>横浜国立大学大学院国際社会科学研究院教授 横浜国立大学大学院国際社会科学府法曹実務専攻長</p> <p>補欠の社外監査役候補者とした理由</p> <p>候補者は、過去に会社経営に直接関与した経験はありませんが、弁護士資格を有する大学院教授として金融商品取引法および会社法に精通しており、その経歴を通じて培った見識を当社の監査体制に反映していただけるものと判断したためであります。</p> <p>独立性に関する事項</p> <p>候補者の各兼職先と当社との間には、取引関係はなく、独立性は十分に確保されるものと判断しております。</p>
--	--

- (注) 1. 補欠監査役候補者の芳賀 良氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が社外監査役として就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 同氏が監査役に就任した場合、同氏と当社とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額といたします。

第5号議案 取締役に対する譲渡制限付株式に係る報酬決定の件

当社の取締役報酬等の総額は2009年6月24日開催の第47回定時株主総会において、年額300百万円以内とご承認いただいておりますが、今般、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、以下のとおり、当社の取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつき、ご承認をお願いいたします。

譲渡制限付株式は、勤務条件の付された「勤務条件付譲渡制限付株式」および業績条件の付された「業績条件付譲渡制限付株式」により構成することといたします。

勤務条件付譲渡制限付株式により、取締役は、退任までの間継続して、株主の皆様と利害をより一層共有することが可能となります。また、業績条件付譲渡制限付株式により、取締役は、業績に対するコミットメントが強化され、中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブをより直接的に享受することになります。

本議案に基づき当社の取締役(社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。)に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、上記の取締役報酬等の総額の範囲内で、勤務条件付譲渡制限付株式および業績条件付譲渡制限付株式について、それぞれ、年額45百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は6名(うち社外取締役2名)であり、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は引き続き6名(うち社外取締役2名)となり、対象取締役は4名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として当社に給付し、当社から当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は、勤務条件付譲渡制限付株式および業績条件付譲渡制限付株式について、それぞれ、年60,000株以内とし(ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割(当社の普通株式の無償割当てを含みます。)または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整します。)、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、

それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として、対象取締役特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下、勤務条件付譲渡制限付株式に係るものを「本割当契約Ⅰ」といい、業績条件付譲渡制限付株式に係るものを「本割当契約Ⅱ」といいます。)を締結するものとします。

本割当契約Ⅰの概要

- (1) 対象取締役は、本割当契約Ⅰにより割当てを受けた当社の普通株式(以下「本割当株式Ⅰ」という。)について、本割当株式Ⅰの交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職する日までの期間(以下「譲渡制限期間Ⅰ」という。)、譲渡、担保権の設定その他の処分(以下「譲渡等」という。)をしてはならない(以下「譲渡制限」という。)
- (2) 対象取締役が当社の取締役会が定める期間(以下「役務提供期間」という。)の満了前に上記(1)に定める地位を退任または退職した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。
- (3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、上記(1)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式Ⅰの全部について、譲渡制限期間Ⅰが満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間の満了前に上記(1)に定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式Ⅰの数を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間Ⅰが満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間Ⅰの期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式Ⅰについて、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅰを当然に無償で取得する。

- (6) 本割当契約Ⅰにおける意思表示および通知の方法、本割当契約Ⅰ改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約Ⅰの内容とする。

本割当契約Ⅱの概要

- (1) 対象取締役は、本割当契約Ⅱにより割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式Ⅱ」という。）について、5年以内で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間Ⅱ」という。）、譲渡等をしてはならない。
- (2) 対象取締役が譲渡制限期間Ⅱの満了前に取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任または退職した場合には、当社は、本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が譲渡制限期間Ⅱの間、継続して上記(2)に定める地位にあったことに加えて、取締役会で定める中期経営計画に掲げる経営指標その他の業績条件（以下「本業績条件」という。）の達成を条件として、本割当株式Ⅱの全部について、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点で譲渡制限を解除する。
- (4) 当社は、譲渡制限期間Ⅱが満了した時点において、上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。
- (5) 上記(2)の定めにかかわらず、本業績条件の達成が確定した後、本譲渡制限期間Ⅱの満了前に、当社の取締役会が正当と認める理由により上記(2)に定める地位を退任または退職した場合には、当社の取締役会決議により、退任または退職の時点をもって本割当株式Ⅱの全部につき譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間Ⅱの期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合において、譲渡制限期間Ⅱの満了前に当該組織再編等の効力発生日が到来するときは、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限が解除されていない本割当株式Ⅱを当然に無償で取得する。ただし、当該組織再編等の効力発生日前に本業績条件の達成が確定した場合には、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、本割当株式Ⅱの全部につき譲渡制限を解除する。
- (7) 本割当契約Ⅱにおける意思表示および通知の方法、本割当契約Ⅱ改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約Ⅱの内容とする。

以上

(提供書面)

事業報告

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、米中での保護主義的な通商問題や英国のEU離脱問題、中国経済の動向など海外経済の不確実性などの懸念を残しつつも、個人消費の持ち直しや設備投資の増加、雇用環境・企業収益の改善などにより総じて緩やかな回復が続きました。

当社グループの属する情報サービス産業においては、企業のIT投資は業種を問わず引き続き拡大するとともにAI、IoT、RPAなど、ITを活用した先端テクノロジー分野の市場も急速に立ち上がってきました。

このような事業環境の中、当社グループは、受注・売上拡大のための営業活動を展開するとともに、中核製品である自治体向けWeb型総合行政情報システム「WebRings」の次世代版への開発投資を推進してまいりました。また、株式会社アイネス総合研究所を中心にAI、RPA、ビッグデータ、IoTなど、デジタルトランスフォーメーションに関連する分野やお客様・外部機関などとの実証実験等、将来を見据えた研究開発活動にも積極的に取り組んでまいりました。

2018年6月には、市場構造・テクノロジーの急激な変化に、よりスピーディに、よりの確に対応するとともに、相互の優秀な人材を活用する等により受注機会の拡大を図るため株式会社三菱総合研究所（以下「MR I社」といいます。）と資本提携契約を、MR I社とその連結子会社である三菱総研DCS株式会社（以下「DCS社」といいます。）の3社間で包括的な業務提携契約を締結し、現在、3社の事業部門を中心に協業や人材交流を推進しております。具体的な事例として、MR I社と共同で行政データ活用（ビッグデータ）に関する自治体職員向けセミナーの開催や、複数自治体におけるAI、RPAを活用した住民サービス向上・職員の事務効率化のための実証実験や営業活動を展開しました。また、DCS社との間でも主として金融機関向けに具体的な商談レベルでの協業検討を逐次進めております。

財務面においては、ROE（自己資本当期純利益率）向上と株主還元強化を図る目的で2018年8月以降、累計で60億円の自己株式取得枠を設定し、2019年

3月までに60億円／4,826千株（発行済株式総数の16.9%）の自己株式の取得を終了し、うち4,700千株の自己株式の消却を実施しました。

また、当社ウェブサイト（<https://www.ines.co.jp/>）に掲載の2019年4月26日付プレスリリース「2019年3月期 配当予想の修正（増配）に関するお知らせ」のとおり、期末配当予想を修正しております。

さらに事業の競争力強化と経営資源の効率化を図るため、東京都千代田区に所有する土地・建物を売却し、新たに東京都中央区に本社オフィスを賃借するなど、バランスシートのスリム化とオフィス配置の効率化に取り組みました。

当期につきましては、業種別連結売上高に記載のとおり全分野において増収となりました。金融分野での機器販売の増加、産業分野での新規顧客開拓や既存顧客の投資拡大が寄与しました。公共分野では自治体向け法制度改正案件の売上計上が一部次期に先延ばしとなりましたが増収を維持し、全体の売上高は前期比5.6%増の381億43百万円となりました。

損益面では、一部のプロジェクトで原価増加がありましたが、全社的な原価逋減努力や前期に計上した川崎事業所移転コストの剥落等により営業利益では21億69百万円と前期比34.9%の増益となりました。また、これにより経常利益は22億33百万円（前期比34.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は14億92百万円（同41.1%増）となりました。

【業種別連結売上高】

区 分	期 別	第 56 期 2017年度		第 57 期 2018年度		対前期 増減率 (%)
		売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	
産 業		7,840	21.8	7,895	20.7	0.7
金 融		13,054	36.1	14,984	39.3	14.8
公 共		15,224	42.1	15,263	40.0	0.3
合 計		36,119	100.0	38,143	100.0	5.6

(2) 設備投資等の状況

当期においては、主に顧客向けソフトウェアや機器等の更新、その他開発機器等の生産設備の更新・拡充などへ投資いたしました。これらにより、設備投資総額は7億61百万円となりました。

(3) 資金調達の状態

当期においては、2018年5月16日開催の取締役会決議に基づき、株式会社三菱総合研究所に対し、2018年6月6日を処分期日として第三者割当による自己株式の処分を行い、これにより29億45百万円の資金調達を行いました。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第 54 期 2015年度	第 55 期 2016年度	第 56 期 2017年度	第 57 期 2018年度
売 上 高 (百万円)	39,455	38,488	36,119	38,143
経 常 利 益 (百万円)	2,267	2,427	1,657	2,233
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,454	1,613	1,057	1,492
1株当たり当期純利益 (円)	47.84	60.21	40.51	56.93
総 資 産 (百万円)	56,826	56,630	55,587	54,443
純 資 産 (百万円)	39,066	37,986	38,574	36,538
1株当たり純資産 (円)	1,382.13	1,455.09	1,477.71	1,537.45

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)に基づき、また、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数(自己株式を控除した株式数)に基づき算出しております。

(5) 対処すべき課題

【当社グループの経営方針について】

当社は「創造 和 挑戦」を社是としており、これを抛り所としてグループ会社が各社の事業内容に即した企業理念を定めております。

また、当社は「創造と和と挑戦をもって、お客さまからの信頼をもとに未来をひらき、世界中のお客さまと感動と喜びを分かち合い、豊かで安全・安心な社会の創生に貢献してゆきます」を企業理念としています。この理念の下、経営ビジョン「あらゆるシーンにあふれる笑顔を」の実現のため、次の経営方針を定めております。

- a. 顧客基盤事業ビジネスモデルの刷新
- b. 新規成長事業の創生・拡大

【当社グループの経営環境について】

日本経済は米中経済の減速により半導体製造装置等の輸出が減少する一方、雇用・所得環境の改善傾向により内需の堅調が見込まれています。しかし

ながら、世界経済の先行き不透明感が根強く、今後、成長が失速するリスクが懸念されています。

国内の情報サービス市場においては、製造・流通分野におけるIT投資の拡大により、緩やかな成長カーブを描いています。デジタル・トランスフォーメーション(DX)の名のもと、レガシーシステムの刷新、クラウド環境への移行など、最新のIT技術の実用化を進める企業が今後さらに増えることで、情報サービス市場は堅調に推移することと見られています。

【対処すべき課題】

このような経営環境の中、当社グループは製品・サービスのさらなる拡充とプロジェクト管理の徹底や品質の向上により、受注・売上の拡大と収益力の強化に努めてまいります。

これにより、収益性を高めながら中長期的な持続的成長を実現して企業価値を継続的に向上させ、株主の皆様・お客様・従業員など当社グループを取り巻く全てのステークホルダーにご満足頂くこと

— 経営ビジョンである「あらゆるシーンにあふれる笑顔を」の実現 —
をめざしております。

これらの目的達成のため、当社グループの経営方針に従って以下の課題に取り組みます。

① 受注・売上の拡大

情報サービス市場の中で産業・金融・公共の3つの分野を中心に、既存のお客様により良いサービスを提供していくとともに、新規のお客様との取引掘り起こしに取り組み、受注・売上の拡大を図ります。

そのため、システム開発や人員派遣等のいわゆる「人月型ビジネス」から、主力製品やサービスのソリューション販売、パッケージのクラウド提供、コンサルティングサービスなど、高付加価値な「サービス提供型ビジネス」へと事業構造の改革に取り組みます。

また、シンクタンク・コンサルティング会社やパッケージベンダー等との業務提携を推進し、新規ビジネスの共同開発や主力パッケージの品揃え拡充などによる受注・売上の拡大もめざします。

② 「全体最適」による生産性の向上と経費の適正化

高収益体質を実現するためには生産性の向上が欠かせません。当社グループでは働き方改革を一段と推進させ、「全体最適」の観点から生産性を向上させます。また、業務プロセスの改善(BPR)とプロジェクトの「見える化」により、業務の効率化と経営判断の迅速化による高収益化を実現

します。

さらに、グループ視点での経営効率向上を実現するため、間接業務のシェアード化等により経費の適正化を推進します。

③ 技術力の向上

株式会社アイネス総合研究所が中心となり、当社グループの得意分野における技術・ノウハウの蓄積とお客様の要求に応えるための先端技術の利活用研究に取り組み、技術力の向上と新規事業の創生に挑戦します。

④ グループ内外との連携による事業の拡大

グループ各社との連携強化により経営効率をさらに高め、連結業績の向上を図ります。また、グループ外では、業務提携およびM&Aを戦略的に推進し、業容の拡大や必要な技術・ノウハウの取得に努めます。

⑤ 品質の向上とプロジェクト管理の徹底

当社グループの製品・サービスの品質が競争力の源泉であります。そのため継続的に品質向上に取り組んでおり、教育・研修や啓蒙活動などを通じて社員のさらなる品質意識の向上を図ります。さらに、開発支援ツールやプロジェクト管理ツールを活用するなど、見積り段階またはプロジェクトの初期段階から品質管理を徹底し、プロジェクト運営上のリスク軽減に取り組みます。

⑥ 「働き方改革」による活力ある組織構築と人材育成

「仕事に厳しく、人に優しい職場づくり」に向け、社内のコミュニケーションを活性化し、活力ある組織体制を構築します。さらに、技術開発、プロジェクト管理、組織マネジメント、国際化などの面で、高収益企業を支える幅広い人材の育成を進めます。

⑦ 経営管理の強化とCSRの推進

グループ内の経営管理強化のため、内部統制体制を拡充し、社員のコンプライアンス意識の維持・向上のための教育を充実させ、情報セキュリティや個人情報保護の徹底を引き続き推進します。

また、文化活動支援などを通じた、より豊かな社会づくりや未来の人材育成に積極的に取り組み、さらに、環境保全活動や社会貢献活動などを通じて、企業に求められる社会的責任を果たします。

⑧ コーポレート・ガバナンスの強化

当社のコーポレート・ガバナンスは、企業価値の継続的な向上を目的に、以下を基本方針として強化します。

- a. 株主の皆様のご権利・利益を守り、平等性を保障するとともに、株主の皆様をはじめとするステークホルダーとの円滑な関係を構築する

ことにより、会社の健全な経営を維持する。

- b. 会社の財務状況、業績等を含む重要事項について、適時適切な情報開示を行うことによって、企業活動の透明性を確保する。
- c. 取締役会、監査役および監査役会による経営の監督・監視を充実させ、株主の皆様に対するアカウンタビリティを確保する。

(6) 主要な事業内容

主に、産業・金融・公共の三分野のお客様向けに、ITコンサルティングから、企画、システム構築、運用・保守、評価まで、一貫したサービスを提供しております。

(7) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況は、次のとおりであります。

会 社 名	当社の持株比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
株式会社アイネス総合研究所	100.0	社会イノベーションに関する調査研究
株式会社KDS	100.0	システムの開発・運用、人材派遣およびデータエントリー
株式会社アイ・エス・エス	100.0	システム関連サービス
株式会社SKサポートサービス	100.0	システム運用

(注) 1. 当社の持株比率は、議決権の数に基づき算出しております。

2. 2019年4月1日付で、当社の持株比率100%の株式会社アイネス総合サービスを設立いたしました。

(8) 主要な事業所

① 当社の主要拠点

名 称	所 在 地
本 社	東京都千代田区
横浜事業所(登記上の本店所在地)	神奈川県横浜市
高津オフィス	神奈川県川崎市
関東サービスセンター	埼玉県越谷市
北海道支社	北海道札幌市
東北支社	宮城県仙台市
中部支社	愛知県名古屋市
関西支社	大阪府大阪市
中国支社	広島県広島市
九州支社	福岡県福岡市

(注) 当社は、2018年11月27日開催の取締役会決議に基づき、本社土地・建物を譲渡することといたしました。

② 子会社の主要拠点

会 社 名	所 在 地
株式会社アイネス総合研究所	神奈川県横浜市
株式会社K D S	東京都千代田区
株式会社アイ・エス・エス	神奈川県川崎市
株式会社S Kサポートサービス	神奈川県横浜市

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前 期 末 比 増 減
1,638名	42名減

(10) 主要な借入先

特に記載すべき借入先はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 175,477,400株

(2) 発行済株式の総数 23,900,000株（うち自己株式 134,160株）

(注)2019年3月28日付で実施した自己株式の消却により、発行済株式の総数は、前期末に比べ、4,700,000株減少しています。

(3) 株主数 5,543名

(4) 大株主

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社三菱総合研究所	2,490	10.47
株式会社日立ソリューションズ	1,562	6.57
アイネスグループ社員持株会	1,220	5.13
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （信託口）	1,113	4.68
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	855	3.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社（信託口）	682	2.87
株式会社三菱UFJ銀行	514	2.16
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社（信託口5）	486	2.04
B N P P A R I B A S S E C U R I T I E S S E R V I C E S L U X E M B O U R G / J A S D E C / J A N U S H E N D E R S O N H O R I Z O N F U N D	400	1.68
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社（信託口9）	382	1.61

(注) 持株比率は、自己株式を控除した株式数（23,765,840株）により算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

- ① 当社は、2018年5月16日開催の取締役会において、株式会社三菱総合研究所との間で業務資本提携および同社に対する第三者割当による自己株式(2,490,000株)の処分を行うことについて決議し、第三者割当を実施いたしました。

この詳細につきましては、当社ウェブサイト (<https://www.ines.co.jp/>) に掲載の2018年5月16日付プレスリリース「株式会社三菱総合研究所との業務資本提携及び第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

- ② 当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するとともに資本効率の向上と株主還元の実現を図るために、当期において、取締役会決議に基づき、東京証券取引所における市場買付により、以下のとおり、自己株式を取得いたしました。

取締役会の決議日	2018年7月27日	2018年12月17日	当期合計
取得した株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
取得した株式の総数(千株)	3,229	1,597	4,826
株式の取得価額の総額(百万円)	3,999	1,999	5,999
取得期間	2018年8月2日 ～2018年12月11日	2018年12月18日 ～2019年3月7日	

- ③ 当社は、2019年3月26日開催の取締役会決議に基づき、2019年3月28日に4,700,000株の自己株式を消却いたしました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役	森 悦 郎	社長 株式会社アイネス総合研究所 代表取締役社長
取 締 役	塚 原 進	常務執行役員(管理部門に関わる業務担当) 財務本部長
取 締 役	大久保 道久	常務執行役員(事業部門に関わる業務担当) 事業管理本部長
取 締 役	吉 村 晃 一	執行役員 公共ソリューション本部長
取 締 役	大 森 京 太	株式会社三菱総合研究所 取締役会長 NCS & A株式会社 社外取締役
取 締 役	福 原 紀 彦	中央大学 学長・教授 一般社団法人日本資金決済業協会 理事・会長 共栄火災海上保険株式会社 社外取締役
常 勤 監 査 役	當 山 稔	
常 勤 監 査 役	打 込 愛一郎	株式会社C a s a 社外取締役
監 査 役	吉 田 洋	キャノン株式会社 社外監査役

- (注) 1. 2018年6月22日開催の当社第56回定時株主総会の終結の時をもって、取締役の高野 克司および濱田 一秀の両氏は退任し、同定時株主総会において、新たに、大久保 道久、大森 京太および福原 紀彦の各氏が取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。また、2018年4月30日をもって、取締役の西村 昭治氏は退任いたしました。
2. 取締役の大森 京太および福原 紀彦の両氏は、社外取締役であります。
3. 監査役の打込 愛一郎および吉田 洋の両氏は、社外監査役であります。
4. 監査役の打込 愛一郎氏は、長年にわたり金融機関での業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
監査役の吉田 洋氏は、公認会計士として、長年にわたる経験と知見を有しております。
5. 当社は、取締役の大森 京太および福原 紀彦の両氏、監査役の打込 愛一郎および吉田 洋の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、当社の社外取締役および社外監査役の独立性については、同取引所の独立性基準と同一の基準で判断しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役および各監査役と会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低限度額としております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 9名 146,900千円 (うち社外取締役 4名 11,000千円)

監査役 3名 42,960千円 (うち社外監査役 2名 24,480千円)

- (注) 1. 上記取締役の報酬等の他、取締役4名に対し、その兼務している使用人分の給与・賞与として、総額14,281千円を支払っております。
2. 上記の取締役の員数は、当期末日時点の取締役の員数6名(うち社外取締役2名)と相違しておりますが、これは、上記員数には、2018年4月30日をもって退任した取締役1名および2018年6月22日開催の当社第56回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名が含まれていることによるものであります。
3. 取締役の報酬額の総枠は、2009年6月24日開催の第47回定時株主総会において、年額300,000千円以内と決議いただいております。各取締役の報酬につきましては、上記総枠の範囲内で、業務執行取締役については業績連動報酬としての賞与を含めた報酬とし、社外取締役については固定報酬とする方針に基づき、その決定方法等について、社外取締役および社外監査役が出席する取締役会において決議しております。
4. 監査役の報酬額の総枠は、2009年6月24日開催の第47回定時株主総会において、年額72,000千円以内と決議いただいております。各監査役の報酬につきましては、上記総枠の範囲内で、監査役の協議により決定しております。

【役員報酬に関する方針】

1. 報酬制度の方針

(1) 取締役および執行役員報酬の方針

- ① 取締役および執行役員個々の職責に応じた適正かつ適切な対価とし、また、当社グループの短期および中長期の業績向上と持続的な企業価値向上に向け動機づけとなる報酬体系および報酬水準とする。
- ② 株主との利害共有を図り、説明責任が果たせる透明性・公正性・合理性が確保された報酬体系および報酬決定手続きとする。
- ③ 報酬体系および報酬水準については、経営者として、当社グループの持続的な企業価値向上に貢献し、また、当社コーポレート・ガバナンスに資する優秀な人材を登用できることを勘案する。
- ④ 社外取締役を主体に構成する任意の諮問委員会の設置を進め、それらの妥当性等の検証を諮問することにより客観性・合理性を確保するとともに、経済情勢、当社業績または他社報酬水準等の動向を踏まえて随時見直すものとする。

(2) 監査役の報酬の方針

- ① 当社コーポレート・ガバナンスに資する実効性ある監査を遂行する対価として適正かつ適切な、また、株主への説明責任が果たせる透明性・公正性・合理性のある報酬体系、報酬水準および報酬決定手続きとする。
- ② 監査役の報酬体系および報酬水準については、株主から負託を受けた監査役職務の遂行が可能な優秀な人材を登用できることを勘案するものとし、経済情勢、当社業績または他社報酬水準等の動向を踏まえて、監査役の協議により随時見直す。

2. 報酬体系

(1) 代表取締役および業務執行取締役の報酬は、金銭報酬と株式報酬により構成する。

金銭報酬は、その職責に応じた職務執行の対価としての固定額を毎月支給する基本報酬と、各事業年度の業績に連動して支給する賞与で構成する。また、株式報酬は、株主の視点に立ち持続的な企業価値向上に向けたインセンティブとしての株式報酬と、中長期的な業績目標から設定する目標値の達成を条件とする株式報酬によって構成する。

なお、取締役ではない執行役員に対する報酬体系は、これに準ずるものとする。

また、取締役に対する株式報酬については、当社定時株主総会において承認決議を得ることを前提とする。

(2) 社外取締役ではない非業務執行取締役の報酬は金銭報酬とし、その職責に応じた職務執行の対価としての固定額を毎月支給する基本報酬と、各事業年度の業績に連動して支給する賞与で構成する。

(3) 社外取締役の報酬は金銭報酬とし、業務執行から独立した立場で経営の監督・助言を行うという観点から、固定額を毎月支給する基本報酬のみとする。ただし、任意の諮問委員会の委員等、特別な役割や職務等を委嘱する社外取締役については、当該基本報酬に委嘱職務等の職責に応じた金銭報酬を加算する。

(4) 監査役の報酬は金銭報酬とし、その独立性を勘案しながら、職責、常勤・非常勤の別、および独立社外性に依り、固定額を毎月支給する基本報酬のみとする。

3. 報酬の決定プロセス

(1) 取締役の個別の報酬額の決定

取締役会は、取締役の基本報酬と賞与の額に関しあらかじめ策定された算定基準に基づき決定することを前提として、取締役の個別の報酬額の決定を代表取締役に一任することを決議する。これに基づき、代表取締役は、取締役の個別の報酬額を恣意なく決定する。また、取締役の報酬体系および報酬水準については、経済情勢、当社業績または他社水準等の動向を踏まえて随時に検証または見直すものとする。

ただし、取締役の基本報酬と賞与の金銭報酬および株式報酬の各総額は、株主総会において承認された各報酬総額（上限）の範囲内とする。

なお、取締役会が任意の諮問委員会を設置したときは、当該委員会が取締役の基本報酬と賞与の額の算定基準および株式報酬の付与基準を含む役員報酬制度、ならびに報酬体系および報酬水準の妥当性等を検証し、また、取締役の個別の報酬額について確認を行い、取締役会は、その答申内容に基づき取締役の個別の報酬額を決定する等、客観性・合理性の向上を図るよう努めるものとする。

(2) 監査役の個別の報酬額の決定

監査役の個別の報酬額については、株主総会において承認された報酬総額（上限）の範囲内において、監査役の協議により決定する。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

区 分	氏 名	兼 職 す る 法 人 等	兼 職 内 容
社外取締役	大 森 京 太	株式会社三菱総合研究所	取締役会長
		NCS&A株式会社	社外取締役
	福 原 紀 彦	中央大学	学長・教授
		一般社団法人日本資金決済業協会	理事・会長
		共栄火災海上保険株式会社	社外取締役
社外監査役	打 込 愛一郎	株式会社C a s a	社外取締役
	吉 田 洋	キャノン株式会社	社外監査役

(注) 1. 大森 京太氏の兼職先である株式会社三菱総合研究所は、当社の主要株主であり、同社と当社とは業務資本提携関係にあります。

2. その他の各兼職先と当社との間には、特別な関係はありません。

② 当期における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	大 森 京 太	当期に新たに就任し、就任後10回開催した取締役会に全て出席し（出席率100%）、長年にわたり金融業およびITサービスの企業経営に携わった経営の専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき、議題や審議事項につき適宜発言・提言を行っております。
	福 原 紀 彦	当期に新たに就任し、就任後10回開催した取締役会のうち8回に出席し（出席率80%）、長年にわたり大学教授として法令全般の研究に従事することにより培った学識者としての専門的知見および大学学長としての豊富な経験および高い見識に基づき、議題や審議事項につき適宜発言・提言を行っております。

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外監査役	打 込 愛一郎	当期に12回開催した取締役会に全て出席し（出席率100%）、また、当期に12回開催した監査役会に全て出席し（出席率100%）、金融機関で培った財務および会計に関する幅広い知見、また企業経営者としての経歴を通じて培った豊富な経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。
	吉 田 洋	当期に12回開催した取締役会のうち11回に出席し（出席率91%）、また、当期に12回開催した監査役会に全て出席し（出席率100%）、公認会計士としての長年の経験と、その有する財務・会計に関する相当程度の知見から、適宜発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(注) 新日本有限責任監査法人は、名称変更により、2018年7月1日をもってEY新日本有限責任監査法人となりました。

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

① 当期に係る会計監査人としての報酬等

36,300千円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

36,300千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査に対する監査の報酬等の額を区別しておらず、また実質的にも区別できないため、これらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積の算出根拠などが適切かどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が、会社法第340条第1項各号に該当するものと判断される場合、監査役会で審議し監査役全員の同意によって監査役会が会計監査人を解任する方針であり、会計監査人を解任した場合は、監査役会で選定した監査役がその旨および理由を解任後最初に開催する株主総会において報告する方針です。また、監査役会は、会計監査人の職務の遂行に関する状況等を勘案し、必要があると判断した場合には、当該会計監査人の解任または再任しないことに関する議案の内容を決定し、取締役会が当該議案を株主総会に付議する方針です。

(注) 本事業報告に記載の金額、株式数および比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(20,839)	流動負債	(8,050)
現金及び預金	9,940	買掛金	1,961
受取手形及び売掛金	9,326	未払費用	899
仕掛品	1,163	未払法人税等	981
原材料及び貯蔵品	117	未払消費税等	389
前払費用	209	前受金	124
その他	91	賞与引当金	1,119
貸倒引当金	△ 9	役員賞与引当金	48
固定資産	(33,604)	受注損失引当金	584
有形固定資産	(22,071)	その他	1,941
建物及び構築物	7,955	固定負債	(9,854)
工具、器具及び備品	1,406	役員退職慰労引当金	150
土地	12,709	退職給付に係る負債	9,453
無形固定資産	(3,673)	資産除去債務	162
ソフトウェア	3,649	その他	88
その他	23	負債合計	17,904
投資その他の資産	(7,859)	(純資産の部)	
投資有価証券	1,589	株主資本	(37,311)
長期前払費用	413	資本金	15,000
繰延税金資産	4,512	資本剰余金	14,582
長期預金	300	利益剰余金	7,895
その他	1,043	自己株式	△ 166
貸倒引当金	△ 0	その他の包括利益累計額	(△ 773)
資産合計	54,443	その他有価証券評価差額金	150
		退職給付に係る調整累計額	△ 923
		純資産合計	36,538
		負債及び純資産合計	54,443

連結損益計算書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	38,143
売上原価	30,562
売上総利益	7,580
販売費及び一般管理費	5,410
営業利益	2,169
営業外収益	150
受取利息	6
受取配当金	9
不動産賃貸料	64
保険配当金	32
その他	37
営業外費用	87
支払利息	0
不動産賃貸費用	57
自己株式取得費用	23
その他	5
経常利益	2,233
特別利益	—
特別損失	36
固定資産除却損	4
減損損失	17
役員権評価損	15
税金等調整前当期純利益	2,196
法人税、住民税及び事業税	1,020
法人税等調整額	△ 315
当期純利益	1,492
親会社株主に帰属する当期純利益	1,492

連結株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
2018年4月1日残高	15,000	20,348	6,937	△ 2,875	39,410
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 534		△ 534
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,492		1,492
自己株式の取得				△ 6,002	△ 6,002
自己株式の処分		76		2,869	2,945
自己株式の消却		△ 5,841		5,841	-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	-	△ 5,765	957	2,708	△ 2,098
2019年3月31日残高	15,000	14,582	7,895	△ 166	37,311

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2018年4月1日残高	199	△ 1,034	△ 835	38,574
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△ 534
親会社株主に帰属する 当期純利益				1,492
自己株式の取得				△ 6,002
自己株式の処分				2,945
自己株式の消却				-
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△ 48	111	62	62
連結会計年度中の変動額合計	△ 48	111	62	△ 2,036
2019年3月31日残高	150	△ 923	△ 773	36,538

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	(17,305)	流動負債	(7,473)
現金及び預金	6,772	買掛金	2,033
売掛金	8,742	未払金	73
仕掛品	1,127	未払費用	727
原材料及び貯蔵品	117	未払法人税等	926
前払費用	175	未払消費税等	299
その他	379	前受金	124
貸倒引当金	△ 9	預り金	414
固定資産	(33,134)	賞与引当金	952
有形固定資産	(21,729)	役員賞与引当金	27
建物	7,857	受注損失引当金	584
構築物	29	その他	1,310
工具、器具及び備品	1,132	固定負債	(7,730)
土地	12,709	退職給付引当金	7,485
無形固定資産	(3,636)	役員退職慰労引当金	67
電話加入権	16	資産除去債務	99
ソフトウェア	3,616	その他	78
その他	4	負債合計	15,204
投資その他の資産	(7,768)	(純資産の部)	
投資有価証券	1,069	株主資本	(35,081)
関係会社株式	1,288	資本金	(15,000)
関係会社出資金	13	資本剰余金	(14,582)
長期前払費用	354	資本準備金	3,750
繰延税金資産	3,759	その他資本剰余金	10,832
長期預金	300	利益剰余金	(5,665)
敷金及び保証金	846	その他利益剰余金	5,665
長期貸付金	8	繰越利益剰余金	5,665
施設利用会員権	87	自己株式	(△ 166)
その他	41	評価・換算差額等	(153)
		その他有価証券評価差額金	153
資産合計	50,439	純資産合計	35,235
		負債及び純資産合計	50,439

損 益 計 算 書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	34,150
売 上 原 価	27,648
売 上 総 利 益	6,502
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,985
営 業 利 益	1,516
営 業 外 収 益	376
受 取 配 当 金	235
不 動 産 賃 貸 料	69
保 険 配 当 金	32
そ の 他	39
営 業 外 費 用	89
不 動 産 賃 貸 費 用	61
自 己 株 式 取 得 費 用	23
そ の 他	4
経 常 利 益	1,803
特 別 利 益	-
特 別 損 失	25
固 定 資 産 除 却 損	3
減 損 損 失	6
会 員 権 評 価 損	15
税 引 前 当 期 純 利 益	1,777
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	760
法 人 税 等 調 整 額	△ 269
当 期 純 利 益	1,285

株主資本等変動計算書

(自 2018年4月1日)
(至 2019年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計
2018年4月1日残高	15,000	3,750	16,598	20,348	4,914	4,914
事業年度中の変動額						
剰余金の配当					△ 534	△ 534
当期純利益					1,285	1,285
自己株式の取得						
自己株式の処分			76	76		
自己株式の消却			△ 5,841	△ 5,841		
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）						
事業年度中の変動額合計	—	—	△ 5,765	△ 5,765	751	751
2019年3月31日残高	15,000	3,750	10,832	14,582	5,665	5,665

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
2018年4月1日残高	△ 2,875	37,386	204	204	37,591
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△ 534			△ 534
当期純利益		1,285			1,285
自己株式の取得	△ 6,002	△ 6,002			△ 6,002
自己株式の処分	2,869	2,945			2,945
自己株式の消却	5,841	—			—
株主資本以外の 項目の事業年度中の 変動額（純額）			△ 51	△ 51	△ 51
事業年度中の変動額合計	2,708	△ 2,304	△ 51	△ 51	△ 2,355
2019年3月31日残高	△ 166	35,081	153	153	35,235

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月22日

株式会社 アイネス
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 香 山 良 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 脇 本 恵 一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アイネスの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイネス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月22日

株式会社 アイネス
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 香山 良 ㊞

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 脇本 恵一 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アイネスの2018年4月1日から2019年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会、その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びその運用状況は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月22日

株式会社アイネス監査役会
常勤監査役 當 山 稔 ㊟
常勤監査役 打 込 愛一郎 ㊟
監 査 役 吉 田 洋 ㊟

(注) 常勤監査役打込愛一郎、監査役吉田洋は社外監査役であります。

以上

株主総会会場ご案内図

場所：東京都千代田区三番町26番地

当社 本社

電話：03-6261-3400（代表）



【交通手段】

最寄り駅	路線		出口	出口からの 徒歩所要時間
半蔵門駅	東京メトロ	半蔵門線	5番出口	7分
市ヶ谷駅	J R	中央・総武線	地上改札口	10分
	東京メトロ	有楽町線 南北線	A3出口	10分
	都営地下鉄	新宿線		
九段下駅	東京メトロ	半蔵門線 東西線	2番出口	12分
	都営地下鉄	新宿線		

【お願い】

駐車場の用意はいたしておりませんので、
お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。